

## 別記8 耐火構造の壁又は床の区画を貫通する配管等の施工方法

(H19.10.5 消防予第 344 号通知、令和 6 年 3 月 29 日消防予第 156 号)

### 1 対象となる区画

- (1) 政令第 9 条第 1 項第 2 号ただし書きに規定する防火上有効な隔壁
- (2) 規則第 28 条の 55 第 2 項第 2 号及び規則第 28 条の 56 第 2 項第 1 号に規定する他の部分との区画壁
- (3) 延焼のおそれのある外壁

### 2 配管等の材質

配管又はダクトが 1 の区画を貫通している部分及びその両側 1m 以上の範囲は、次に掲げる材質とすること。

- (1) 配管の材料は、製造所の例によること（本編第 3 章第 2 節第 1 製造所『審査指針 20』1 のただし書き以降の材料を除く）。（\*）
- (2) ダクトの材料は、鉄板等の不燃材料とすること。

### 3 配管等の用途

- (1) 配管等の用途は、製造所等の作業工程上必要不可欠なものとする。（\*）
- (2) 一の配管等の外径は、必要最小限とすること。（\*）
- (3) 区画を貫通させるために設ける穴は配管等の外径に 100mm を加えた直径以下であること。なお、当該貫通部の形状が矩形となるものにあつては、当該貫通穴の円に相当する面積以下であること。（\*）
- (4) 配管等を貫通させるために設ける穴相互の離隔距離は、当該貫通させるために設ける穴の直径の大きな方の距離（当該直径が 200mm 以下の場合にあつては、200mm）以上であること。

### 4 貫通部の処理

#### (1) セメントモルタルによる方法

ア 日本建築学会建築工事標準仕様書（JASS）15「左官工事」によるセメントと砂を容積で 1 対 3 の割合で十分から練りし、これに最小限の水を加え、十分混練りする。

イ 貫通部の裏側の面から板等を用いて仮押さえし、セメントモルタルを他方の面と面一になるまで十分密に充填する。

ウ セメントモルタル硬化後は、仮押さえに用いた板等を取り除く。

#### (2) ロックウールによる方法

ア JISA 9504（人造鉱物繊維保湿材）に規定するロックウール保温材（充填密度 150 kg/m<sup>3</sup> 以上のものに限る。）又はロックウール繊維（充填密度 150kg/m<sup>3</sup> 以上のものに限る。）を利用した乾式吹き付けロックウール又は湿式吹き付けロックウールで隙間を充填する。

イ ロックウール充填後、25mm 以上のケイ酸カルシウム板又は 0.5mm 以上の鋼板を床又は壁と 50mm 以上重なるように貫通部に蓋をし、アンカーボルト、コンクリート釘等で固定する。